

表-59 平成17年度事業用資産増減総括表

1. 事業用資産

1 有形固定資産明細書		(単位:千円)					
資産の種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却費	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高	
土地	147,156,577	1,547,023	460,222		94,314	148,337,692	
立木竹	590,997				7,190	598,187	
建物	131,670,599	1,068,243	370,419	6,821,277	54,962	125,602,108	
工作物	道路(農林道含む)						
	橋りょう						
	トンネル						
	立体交差						
	公園						
	水門・樋門						
	池沼						
	河川						
	水路						
	漁港						
	港湾						
	ブール	1,399,297			115,001		1,284,296
	防火水槽	94,944	20,829		2,122		113,651
	上記以外		283,980				283,980
小計	1,494,241	304,809		117,123		1,681,927	
機械器具	ポンプ設備						
	ごみ焼却設備	6,714,200			671,420	6,042,780	
	上記以外	1,193,660	453,377		182,293	1,464,744	
	小計	7,907,860	453,377		853,713	7,507,524	
備品	2,258,324	537,406		403,884		2,391,846	
船舶							
航空機							
その他有形固定資産							
建設仮勘定	172,222	1,340,019	128,848			1,383,393	
合計	291,250,820	5,250,877	959,489	8,195,997	156,466	287,502,677	
2 無形固定資産		(単位:千円)					
地上権	109,714			9,974		99,740	
特許権							
ソフトウェア	29,059			5,812		23,247	
電話加入権							
その他無形固定資産							
合計	138,773	0		15,786		122,987	
3 棚卸資産		(単位:千円)					

表-60 平成17年度事業用資産増減明細表

土地の増減明細

(単位:千円)

増加分の計		1,673,597	減少分の計		492,482
有償取得	学校用地	1,151,991	売却	遊休地売却原価	407,376
	まちづくりセンター新設用地	370,062		法定外公共物売却減価	52,846
	消防施設整備事業用地(分署新設)	24,970			
	小計	1,547,023		小計	460,222
取得無償	寄附等	32,643	無償譲渡	法定外公共物(代替地採納による)	32,260
振替	インフラ資産から振替(法定外公共物)	84,138			
	調査判明分	9,793		小計	32,260

立木竹の増減明細

(単位:千円)

増加分の計		7,190	減少分の計		0
	樹齢加算による	7,190			

建物の増減明細

(単位:千円)

増加分の計		1,123,205	減少分の計		370,419
有償取得	市民会館エレベータ設置	51,683	除売却	小学校給食場調理場	3,811
	憩いの家新築	52,257		旧幼稚園園舎 2園	141
	養護学校増築	193,123		旧小学校校舎	361,869
	小学校給食調理場改築	97,824		旧小学校倉庫	1,182
	勤労者福祉施設購入(「雇用・能力開発機構」から)	19,792		旧中学校クラブハウス	2,857
	消防団機庫新築	16,537		街路便所	559
	児童クラブ用ハウス 6棟	43,553			
	庁舎用倉庫	2,174			
	中央斎場増築	7,777			
	真備児童館	33,386			
	真備町精神障害者小規模通所授産施設	69,668			
	中学校校舎耐震補強	244,761			
	小学校屋内運動場耐震補強	106,860			
	小計	939,395			
	無償取得	研修棟(新設分離校用地)		37,619	
勤労者福祉施設購入(「雇用・能力開発機構」から)		1,614			
小計		39,233			
振替	養護学校増築(建仮から)	128,848			
	調査判明分	15,729			

工作物の増減明細

(単位:千円)

増加分の計		304,809	減少分の計		0
有償取得	耐震性防火水槽	20,829	除売却		
	LAN敷設	159,178			
	小学校運動場整備 (整地・擁壁・防球ネットほか)	124,802			

機械器具の増減明細

(単位:千円)

増加分の計		453,377	減少分の計		0
有償取得	美観地区夜間照明設備	220,820	除売却		
	庁内ネットワーク設備	232,557			

備品の増減明細

(単位:千円)

増加分の計		537,406	減少分の計		0
有償取得	はしご車 1台	157,500	除売却		
	救急車 1台	38,010			
	消防車 9台	196,518			
	特殊車両(消防指令車・し尿収集車)	9,975			
	環境測定機器	34,398			
	美術品(絵画・書・木工芸品)	46,850			
	窓口案内機器	11,144			
	救命具	7,140			
	競泳用自動審判システム計時タッチプレート	3,988			
	エアコン 7台	4,395			
	その他	27,488			

建設仮勘定の増減明細

(単位:千円)

増加分の計		1,340,019	減少分の計		128,848
未供用	消防施設整備(分署建設・指令センター)	387,626	供用開始	養護学校増築(建物へ振替)	128,848
	土地(前金等)	406,500			
	小学校移転新築事業	512,443			
	電線類地中化事業	30,951			
	学校施設耐震補強事業(2校)	2,499			

表－61 平成17年度インフラ資産増減総括表

1. インフラ資産

1 有形固定資産明細書		(単位:千円)				
資産の種類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却費	評価差額 (本年度発生分)	本年度末残高
土地	224,149,091	1,737,705			1,393,357	227,280,153
立木竹						
建物	6,405,615	37,133		258,539		6,184,209
工作物	道路(農林道含む)	148,952,385	2,385,150		8,541,131	142,796,404
	橋りょう	16,106,053	19,620		528,710	15,596,963
	トンネル	6,333,169	1,754,566		115,802	7,971,933
	立体交差	5,054,400			72,800	4,981,600
	公園	2,446,972	28,878		72,419	2,403,431
	水門・樋門	599,629	42,866		33,113	609,382
	池沼	2,044,160	24,870		101,492	1,967,538
	河川	1,995,422	43,602		105,632	1,933,392
	水路	9,678,387	309,981		479,759	9,508,609
	漁港	459,973	14,894		10,934	463,933
	港湾	259,087			5,288	253,799
	プール					
	防火水槽					
	上記以外	1,066,005			20,570	1,045,435
小計	194,995,642	4,624,427		10,087,650	189,532,419	
機械器具	ポンプ設備	693,802	44,866		109,706	628,962
	ごみ焼却設備					
	上記以外					
	小計	693,802	44,866		109,706	628,962
備品						
船舶						
航空機						
その他有形固定資産						
建設仮勘定	7,622,863	1,801,103	3,221,623			6,202,343
合計	433,867,013	8,245,234	3,221,623	10,455,895	1,393,357	429,828,086

表-62 平成17年度インフラ資産増減明細表

土地の増減明細

(単位:千円)

増加分の計		3,215,200	減少分の計		84,138	
有償取得	街路用地	427,022	売却等	事業用資産へ振替(法定外公共物)	84,138	
	公園用地	451,035				
	道路用地	110,479				
	区画整理事業用地	432,294				
	農業施設整備事業用地	5,115				
	補償費(街路用地)	178,205				
	補償費(道路用地)	133,555				
	小計	1,737,705				
無償取得	寄付	1,297,963				
	法定外公共物表示保存(処分対象分)	84,138				
	小計	1,382,101				
調査判明分		95,394				

建物の増減明細

(単位:千円)

増加分の計		37,133	減少分の計		0
有償取得	公園便所 2公園	29,920	売却		
	公園用管理棟	7,213			

工作物の増減明細

(単位:千円)

増加分の計		4,624,427	減少分の計		0
有償取得	道路	823,569	売却		
	交通安全施設 (ガードレール・区画線・照明灯)	95,808			
	橋りょう	19,620			
	公園 (植栽・遊具・水飲み場ほか)	28,878			
	水門・樋門	42,866			
	ため池	24,870			
	河川	43,602			
	水路	309,981			
	漁港	14,894			
	小計	1,404,088			
振替	道路(建仮から)	1,465,773			
	トンネル(建仮から)	1,754,566			
	小計	3,220,339			

機械器具の増減明細

(単位:千円)

増加分の計		44,866	減少分の計		0
取得	排水機場整備	43,582	除売却		
振替	排水機場整備(建仮から)	1,284			

建設仮勘定の増減明細

(単位:千円)

増加分の計		1,801,103	減少分の計		3,221,623
未供用	都市計画道路(9路線)	864,224	供用開始	都市計画道路(工作物へ振替)	3,220,339
	都市計画道路以外の道路	64,600		排水機場整備(機械器具へ振替)	1,284
	土地区画整理事業	307,767			
	公園整備(1公園)	118,502			
	漁港整備(2港)	145,640			
	水路・ため池・河川	21,100			
	土地	235,055			
	ほ場整備	44,215			

## 4. 2 資産ごとの増減の整理方法

### 4.2.1 土地

#### (1) 増加

- ① 有償で取得した土地は、取得価額を計上した。
- ② 土地の取得に係る補償費は、土地の価額に含めることとした。なお、測量費については、路線を一括して行うため、今回は按分等も行わず計上していない。
- ③ 無償で取得（寄付や帰属等）した土地は、開始時と同様の方法で評価して、その評価額で計上した。
- ④ 調査判明分とは、過年度に取得したもので、報告漏れが発見されたものである。過年度分については、開始時と同様の方法で算出した評価額により計上した。

#### (2) 減少

- ① 未利用地の売却を行った。価額は当該土地の平成 16 年度開始時額を原価とした。
- ② 譲渡処分を前提に、法定外公共物が新たに表示、保存登記されるケースがあるが、これらについては、一度インフラ資産として積算して記載し、処分する部分を事業用資産へ振替えるように記載した。

[インフラ資産として取得・評価 ⇒ 事業用資産へ振替 ⇒ 譲渡処分]

- ③ なお、売却による損益の算定は、開始貸借対照表で算定した評価価額を売却原価とし、実売価額との比較で売却益若しくは売却損を求めた。

#### (3) その他

3年ごとに行われる固定資産税の評価替の年に、土地価額の見直しを行うかどうかは、今後の課題と思われる。

### 4.2.2 立木竹

#### (1) 増加

樹齢の加算による評価増加分を、開始時と同様の評価方法で積算し、その増加部分を加算計上した。

#### (2) 減少

災害や伐採及び売却による資産減少要因は、今回の試行においては該当する事項がなかった。

### 4.2.3 建物

#### (1) 増加

- ① 有償で取得した建物は、取得価額（建物附属設備含む）を計上した。
- ② 無償で取得（寄付）した建物は、開始時と同様の評価方法で積算して評価額を

計上した。

- ③ 中古物件については、今後の使用可能期間を見積もった結果、残りの耐用年数を設定した。
- ④ 学校における耐震補強工事・大規模改修（国庫補助対象分に限定）の事業費については、建物価額が増加したものとして、そのまま加算計上した。
- ⑤ 建物が完成し供用開始したものについては、建設仮勘定から建物へ振替えた。
- ⑥ 調査判明分とは、過年度において取得したものの、報告漏れであったものについて計上したものである。

## （２）減 少

除却した建物は、平成 17 年度開始時額を全額減じた。

### 4.2.4 工作物

道路、橋りょう、トンネル、公園、河川、池沼、漁港などの工作物資産の増減は以下の方法で行った。

#### （１）増 加

- ① 有償で取得した道路、橋りょう、水門などの工作物は、取得価額で計上した。
- ② 漁港、港湾、河川、池沼、水路等では、浚渫工事や護岸、堤の改修・補強工事の事業費を計上した。なお、浚渫工事については、増加分として計上するかどうかについては、疑義のあるところであるが、過去の工事については事業内容の判別が出来ないものがあるため、今回は工事費をそのまま計上することとした。
- ③ 供用開始した道路、トンネルについては、建設仮勘定から工作物へ振替えた。

#### （２）減 少

今回の試行においては、除売却など減少に該当する事項はなかった。

### 4.2.5 機械器具

#### （１）増 加

- ① 有償で取得した機械装置は、取得価額で記載した。
- ② ポンプ施設などが供用開始したものについて、建設仮勘定から機械器具へ振替えた。

#### （２）減 少

今回の試行においては、除売却など減少に該当する事項はなかった。

#### 4.2.6 物 品

##### (1) 増 加

有償で取得した車両、電気機器、計測機器などの備品等は、取得価額をもって計上した。

##### (2) 減 少

今回の試行においては、除売却など減少に該当する事項はなかった。

#### 4.2.7 建設仮勘定

##### (1) 増 加

① 土地、建物、工作物、機械装置などで複数年わたる継続的な事業については、平成 17 年度の事業費を計上した。事業費には工事費、測量費、設計費、調査費等の費目が含まれる。建設仮勘定は、前年度からの継続が 13 勘定、平成 17 年度終了が 1 勘定、平成 17 年度新規開始が 14 勘定であった。

② 土地に関して、前金などで土地台帳に記載されていない段階では、建設仮勘定に計上した。

##### (2) 減 少

道路や河川などの建設仮勘定のうち、供用開始した部分は、建設仮勘定から該当資産に振替えた。

以上、各資産の増減に係る要因と計上した費目を整理すれば、表-63のとおりである。

表－63 固定資産の増減要因と計上額

資産名	増加	計上額	減少	計上額
土地	有償取得	取得価額	売却	評価額
	無償取得	評価額 注1)	譲与処分	評価額
	補償	補償費		
	調査判明分	評価額		
	再評価	—	再評価	—
立木竹	評価見直し	評価額		
建物	有償取得	取得価額	除売却	残存価額
	無償取得	評価額		
	中古購入	取得価額		
	大規模改修 注2)	工事費		
	調査判明分	評価額		
工作物	有償取得	取得価額		
	浚渫工事 注3)	工事費		
	改修工事 注4)	工事費		
機械器具	有償取得	取得価額		
備品	有償取得	取得価額		
建設仮勘定	未供用	事業費	供用開始	事業費

注1) 評価額とは、開始時の算定方法で積算した額を指す。

注2) 大規模改修には耐震工事や大規模改修工事などを含んでおり、今回は国庫補助分のみを対象とした。

注3) 浚渫工事は、漁港、港湾、池沼、河川での浚渫工事を指す。

注4) 改修工事は、漁港、港湾の岸壁や河川、池沼、水路の護岸や堤の改修工事を指す。

## 第3編 財務書類作成試行経過

### 第1章 共通事項

#### 1. 1 倉敷市の歳入・歳出予算科目体系

普通会計及び企業会計以外の特別会計は、総務省令で定める区分を基準として定めている。

企業会計については、地方公営企業法施行規則に準じて、「倉敷市水道事業会計規程」及び「倉敷市市営企業の財務に関する特例を定める規則」により定めている。

#### 1. 2 勘定科目

研究会報告書に示された表記科目及び自動変換ツールが保有する勘定科目を用いた。

#### 1. 3 自動変換ツールの機能と検証すべき事項

今回使用した自動変換ツールは、従来の単式財務会計データを利用し、かつ、公会計の十分な知識がなくても、新公会計に従った処理ができることを目的として、開発されたもので、次の機能を有している。

- (1) 歳入歳出科目を勘定科目に変換するための定義機能
- (2) 従来型の歳入・歳出明細データを取込む機能
- (3) 取込データを、上記変換定義に従い、勘定科目に変換したうえ、仕訳データ即ち元帳データを自動生成し、勘定科目別に仮集計する機能
- (4) 複式仕訳直接入力機能（自動変換結果を調整するための仕訳、歳入・歳出外の非資金仕訳等を追加する機能）
- (5) 以上に基づき、4財務書類データを自動集計・作成する機能

今回用いたツールは、既に、国の予算編成シミュレーションや複数の地公体において試行的に利用されているが、今回の地公体新会計制度での適用は、初めてのケースとなる。

そこで、検証すべき事項は、上記各機能の地公体への適合性、効率性、有効性であり、また、改善すべき点を洗い出すことであった。

なお、本ツールの利用は、あくまで歳入・歳出明細データを公会計仕訳へ自動変換する方式検証の一例として行ったものであって、今後、同ツール自体の利用を推奨し、あるいは前提とするものではない。

### 第2章 開始貸借対照表の作成

#### 2. 1 固定資産以外の資産及び債務の洗い出し

固定資産の洗い出しと価額算定は別途に行い、科目別に集計したところであるが、固

定資産以外の資産及び債務についても、表－6 4に示す方法で洗い出しを行った。

**表－6 4 固定資産以外の資産及び債務の洗い出し**

(単位:千円)

No.	資産及び負債	情報源または計上金額算出方法	算出結果	備 考
1	資金	財政調整基金、減債基金、歳計現金、歳計外現金の合計額を計上した。	12,055,134	
2	税等未収金	市民税・固定資産税など市税の収入未済額を計上した。	4,439,134	
3	未収金	上記以外の収入未済額を計上した。	1,327,165	
4	貸付金	「決算書 財産に関する調書」の債権を計上した。	1,335,079	
5	貸倒引当金	平成17年度不納欠損額を計上した。	△ 388,009	今後は過去3カ年平均不納欠損率を使用
6	有価証券	「決算書 財産に関する調書」の有価証券のうち、政策目的以外の目的を持って保有する有価証券について市場価格のあるものは市場価格で、市場価格の無いものは額面で計上した。	42,104	決算書では、有価証券について、政策目的を問わず全て計上しているため、金額に違いが生じる。
7	投資等	「決算書 財産に関する調書」の有価証券のうち、政策目的を持って保有するもの及び出資による権利を計上した。なお、市場価格のあるものはなかった。	7,969,370	
8	その他の投資	特定目的基金・土地開発基金・その他定額運用基金を計上した。	3,314,036	
9	未払金及び未払費用	還付未済額を計上した。	6,258	
10	前受金及び前受収益	前納制の施設使用料など一部存在するが、小額なため計上しなかった。		
11	賞与引当金	平成17年度6月支出した期末勤勉手当の1/2を計上した。	1,309,554	
12	預り金(保管金等)	所得税、住民税、住宅敷金、市県民税等の預り金の16年度末残高を計上した。	1,910,781	
13	地方債(短期)	17年度償還した地方債の元金を計上した。	14,331,544	
14	地方債(長期)	上記を除いた地方債残高を計上した。	145,337,009	
15	長期借入金	児島モーターボート競走事業会計からの借入金的繰入金を計上した。	964,000	
16	退職給付引当金	現行のBS作成基準に基づき、普通会計在籍者数分を計上した。	23,750,727	
17	その他の引当金	該当はなかった。		

以上のほか、その他債権として、不動産の信託受益権（期間 H7. 2. 28～H32. 3. 31 過去配当実績なし）を保有しているが、資産としての価値の判断が困難なため、今回は計上対象から除外した。

## 2. 2 開始貸借対照表の作成

上記及び前述の開始時固定資産集計に基づき、開始貸借対照表の数字を確定し、その結果をツールに投入した。

## 第3章 歳入・歳出データから公会計仕訳への変換

### 3. 1 予算科目から公会計勘定科目への変換定義

予算科目から勘定科目への変換のため、各予算科目がどの勘定科目に対応するかの定義を行う必要があり、このため、ツールの画面から、予算科目ごとに、あらかじめ用意された対応勘定科目を設定した。

予算科目から勘定科目への定義のための画面の例を、参考資料-10に示す。

この画面は、上位レベルで一括して変換できる機能なども有しているため、必ずしも全予算科目を1個ずつ定義する必要はない。

変換定義入力した結果については、一覧表として出力され、変換が正しいかチェックし、誤っているときには、これを修正し入力し、再チェックした。

変換定義のチェックリストの例を、参考資料-11に示す。

この変換定義においては、1予算科目が複数の勘定科目にまたがる場合、いずれか主要な勘定科目に割当てた。このようなケースとしては、次の科目があった。

- ・ 委託料
- ・ 補償補てん及び賠償金
- ・ 工事請負費
- ・ 備品購入費など

### 3. 2 歳入・歳出データの取得とツールへの投入

本市の財務会計システムから、c s v形式で平成17年度歳入・歳出データを全件抽出した。

その際、次のようなデータの正規化作業を行った。

- ・ 一般会計と特別会計の間の繰入・繰出しの重複分の相殺
- ・ 前年度からの繰越金の抽出
- ・ 平成16年度末未収納分の平成17年度再調定データの別途抽出（開始貸借対照表において、既に未収金に計上される分）
- ・ 平成17年度末における調定済未収納データ（平成17年度末に未収金に計上すべきデータ）

上記抽出によって、平成17年度の純計ベースの取引データが得られる。従って、このデータの歳入額と歳出額をそれぞれ集計すれば、その差額が、平成17年度末現金残高と合致していなければならない。

このように、元となるデータが正確に現金と合致していることを確認したうえで、このデータをツールに投入した。

なお、このデータ投入前の段階で、平成17年度の決算統計用データを活用し、あらかじめ一般会計と特別会計の間の相殺消去を行ったため、精算表を作成しない結果とな

った。このため、別立てで作業を行った場合の作業負担がどうなるかについては、別途検討する必要があると思われる。

### 3. 3 自動変換による元帳データ作成と仮集計

仕訳変換定義と、歳入・歳出データの投入により、ツールは自動的に複式の仕訳を行い、約4時間で、日記帳、総勘定元帳及び財務書類4表のデータが生成された。これらは、現金ベースであり、かつ、未だ完全に科目対応したものではない。

この段階での、日記帳、総勘定元帳、及び財務書類4表の出力例を、参考資料-12~16に示す。

### 3. 4 現金ベースでの変換チェック

以上により出力された出力表につき、整合性を有するかのチェックを行った。

まず、現金残高との照合を行ったが、比較的簡単に検証できた。

次に、仕訳結果が正しいかのチェックを行ったが、この段階で、最初に行った科目変換定義の不適切さが、少なからず発見された。これは、本市担当者のツール理解と、ツール提供側の本市の財務会計システム理解の、双方の食い違いから生じたものであり、これらは、徐々に調整された。

特に、問題となった点は、次のとおりである。

- ・本市の財務会計システムを運用管理している担当者だけでは、出力結果の検証、仕訳変換定義の修正は不可能で、ソフトの提供だけでなく、ツール提供側の人的支援が必須であった。
- ・財務会計システムのデータの持ち方が、各団体で統一されていないため、他の団体で作業経験のあるツール提供側においても、本市の投入データの理解に時間を要した。

以上で、現金ベースでの検証は終了し、変換を確定することができた。

## 第4章 決算整理仕訳

### 4. 1 調整仕訳

前述のとおり、予算科目から勘定科目への変換は、完全に科目対応していない部分があり、これらについて追加修正仕訳を行った。

特に、資産については、別途、資産関係の台帳における平成17年度増減とも照合しつつ、資産科目と費用科目の間の分解・整理を行った。こうした分解作業の結果をリスト化し、複式仕訳を起こしてツール側に提供した。ツール側では、手入力仕訳機能によって、調整を行った。

これらは、自動仕訳の限界を調整するもので、現金ベースでの段階とすることができる。

#### 4. 2 決算整理仕訳とその投入

いわゆる決算整理仕訳は、前記までの現金取引以外の仕訳の追加である。現金取引を伴わない減価償却費の計上などの資産の増減、引当金の取崩・計上など、相当数の決算仕訳があり、このための調査作業が必要であった。

決算仕訳の主な事例を参考資料-17に示す。

#### 4. 3 自動集計結果とチェック

決算整理仕訳についても、前記調整仕訳同様に、ツールの手入力仕訳機能によって投入した。

以上の結果、発生主義に基づくすべての取引の登録が完了し、ツールの自動仕訳機能によって、再度、4表の出力が行われ、そのチェックを行った。

この段階では、特に、純資産増減計算書が、正しく作成されているかについて、十分な判断ができなかった。こうした仕訳のハンドブック的なものが提供されていれば、実務担当者としても、より突っ込んだ検証が可能であったと考える。

### 第5章 連結決算

既に述べたように、本試行では、まず、普通会計のみの財務書類を作成したため、公営企業会計を含めた単体財務書類の作成、及び連結財務書類の作成については、十分な検討ができなかった。

公営事業会計については、科目体系の相異から、元帳自動作成ツールが現状では適用できなかったことから、基本的に従来 of 決算書を調整して、精算表の形で合算した。ただし、下水道事業施設は保有資産額が大きいことから、管きょ、処理場、ポンプ場など施設ごとに耐用年数を設定し、また、販売用土地については、取得価額ではなく鑑定評価額を採用するなど評価の見直しを実施した。外部の連結対象機関についても、従来 of 決算書を調整して、精算表の形で合算した。

これらによって、一応、第2章方式が定めるすべての財務書類を作成し、本市の財務状況の全容が把握できるようにした。

以上の結果は、別冊1に取りまとめた。

## 第4編 試行における課題

本作業は、文字どおり試行であって、本報告書に既述した内容すべてが、今後の検討課題であると言えるが、以下、総括的に課題と思われる事項について、列記することとした。

### 第1章 勘定科目体系と仕訳について

#### 1. 1 勘定科目体系の整備について

研究会報告書において、財務書類4表の表記科目とその概念は示されたが、各表記科目の内訳となる詳細な勘定科目までは示されていないため、ツール提供の勘定科目を使用した。

予算科目から勘定科目への変換及び検証の具体的作業過程において、どの勘定科目に割当てすべきか、また4表のどの表記科目に計上すべきかにつき、担当者が判断しかねる場合が少なからず生じた。また、特定目的基金など、一部、既存科目では、対応しきれないと思われるものがあつた。

今後、新会計制度に適合する標準的な勘定科目体系の整備と、その定義・解説が不可欠と思われる。

#### 1. 2 歳入・歳出科目と勘定科目との対応について

今回の試行作業において、最初に行ったのが、歳入・歳出明細データを予算科目単位で一括して勘定科目に変換することであつた。

しかし、両者は必ずしも1対1に対応せず、例えば、委託料のように、予算上は1科目であっても、勘定科目上は資産にあたるものと費用にあたるものが混在していることが多く、しかも、資産・費用とも複数科目にまたがるケースがあつた。このような場合、いったん、すべて特定の資産科目に対応させておき、あとから費用科目分を抽出・分解するという方法を取らざるを得なかつた。

この方法は、とりあえず、勘定科目への変換を行うとともに、キャッシュベースでの予算と会計の総額の整合性を迅速に確認できるという点で、有効であつたが、財務書類を作成するためには、やはり、手戻りして分解しなければならない上、分解過程の透明性・根拠に欠けるという問題がある。

根本的な解決には、予算科目体系を新会計制度とも適合するように抜本的に見直すことが望ましいが、その検討には期間を要すると考えられ、当面は、勘定科目へ変換する前段階で、歳入・歳出データを勘定科目と1:1で対応するよう、分解・グルーピングし、これを変換ツールに投入することが効率的かつ検証性を高めると考えられる。

この事前分解のためにも、勘定科目体系の整備とその解説が不可欠となる。

### 1. 3 仕訳一覧の整備について

歳入・歳出データが勘定科目に適確に変換されたとしても、公会計に固有の仕訳が必要である。また、非資金取引に関する情報は、原則として歳入・歳出データからは得ることができないので、新たに仕訳を起こす必要がある。さらに、資産の売却では、歳入・歳出データと資産の帳簿価額の両方が必要となる。

実務担当者として、検証性の面からも、公会計固有の仕訳を少なくともハンドブック的な形で随時、参照・検索できることが望ましく、仕訳パターンの整備と公開が不可欠である。

## 第2章 連結について

### 2. 1 地方公営企業法の財務規定を適用する事業の取扱について

本市の場合、水道事業・児島市民病院事業・児島モーターボート競走事業が、これに該当する。これらの事業においては、既に、「地方公営企業法」「倉敷市市営企業条例」などにに基づき、BS等財務諸表を作成し公表している。

基準モデルでは、賞与引当金や貸倒引当金などを新たに設けることとしているが、これらを採用した場合、既に公表しているものと金額に違いが生じる。

このため、今回は、それぞれの会計基準を優先して既存の財務諸表の金額をそのまま計上したが、これでよいかどうか、今後検討を要する。

### 2. 2 一部事務組合の取扱いについて

他の地方公共団体との共同保有といえる施設の評価や退職給付引当金の計上などにあたっては、当該団体との協議が必要であると考えられる。

退職給与引当金や賞与引当金の計上について、出向職員の取扱いをどうするか。本市の一部事務組合は、ほとんど市長事務部局の出向職員（他市町村からを含む）や兼務で構成されており、毎年、人事異動によって在籍者が変動するため、引当金の計上及び取崩しの取扱いをどうするか、今後検討を要する。

### 2. 3 施設の評価について

下水道事業については、供用開始時期と決算統計開始年度との大きな違いが無かったため、決算統計の事業費を活用して基準モデルの方法により算出した。

ただし、建設仮勘定を設定するため、供用開始告示前の地域に敷設している管きよの事業費や前金払の工事費を洗い出す必要が生じた。

## 2. 4 棚卸資産（販売目的用土地）の評価について

売却見込額（鑑定評価額を参考）で計上したため、大幅な評価損が発生した（昨年度の連結BSは、取得価額で計上）。

## 2. 5 土地開発公社について

近年の地価下落の状況から、時価で評価すると評価損の発生が見込まれる。市が買収するにあたっては、簿価での買取り、又は単価差を補償費で補てんするため、公社側には損失が発生しない（本市の場合）。

評価損の発生を現時点で計上すべきかどうかは、今後の検討を待つこととしたい。

## 2. 6 連結PLについて

収益事業や外郭団体が実施している行政部門以外の事業の取扱いをどうするか、検討を要する。

## 2. 7 耐用年数の設定について

本市では、下水道事業について、管きょ・処理場・ポンプ場ごとに区分（建物については、処理場等を含めた）して事業費を把握していたため、それぞれの耐用年数の設定が可能であったが、他の団体ではどうか。

## 2. 8 評価損の取扱いについて

土地開発公社及び土地開発基金の保有土地や販売用土地について、近年の地価下落をどのように反映させるか検討を要する。

# 第3章 固定資産額の算定と増減処理について

## 3. 1 総括的事項

今回の固定資産の洗い出しと価額算定には、膨大な作業量を要し、また、多くの前提条件を置いて実施したが、網羅的に、かつ、一定の根拠をもって資産額を算定できたことは、本市にとっても意義あるものであった。

また、開始時価額算定のあと、毎年増減・異動の件数は、必ずしも多くないので、簡易な基準及び運用ルールが確立され、かつ、適切なシステム化ができれば、今後、今回のような作業量を伴わない運用が可能になると思われる。

## 3. 2 開始時の資産価額算定について

### 3.2.1 土地

- ① 公有財産台帳システムのデータを精査してみると、データ項目(地目や面積)が不備な物件(主にインフラ資産)が相当数あったため、事前にデータ整備の時間が必要であった。
- ② 法定外公共物については、有地番であっても登記が未完了のため、公有財産台帳に記載されていない。そのため、データとしては不完全な状態にある。
- ③ 現在価額としては、固定資産税の路線価データを採用して行うことが望ましいと思われるが、公有財産台帳データと路線価データをリンクさせるとすれば、当初の作業量が膨大なものとなるため、概要調書や固定資産税担当課の独自資料(町別地目別集計表)を用いた。概要調書の価額を使用する場合、市の平均価額であることから、数字が大雑把になってしまう感は否めない。また、補償費を要した物件についても、その金額を算入していないという問題がある。また、取得価額の判明している物件については、ある一定年数以前の物件を除いて取得価額を採用する方法もあるのではないかとと思われる(デフレーターを用いることも可能と思われる)。
- ④ 道路用地とその法面は区分けして評価すべきと思うが、物理的に区分できないという問題がある。
- ⑤ 市外に所有している土地については、今回は隣接する町名の単価を採用したが、隣接していない場合も想定され、これらの取扱いをどうするか。

### 3.2.2 建物

- ① 公有財産台帳のデータでは、基本的に建物と建物附属設備の分類が出来ていないので、附属設備も建物に含んだ価額で計上している。本来耐用年数が異なるが、既存の建物を分類することは非常に困難である。ただし、社団法人全国市有物件災害共済会(以下「共済会」)の保険加入データに一部建物と別計上の附属設備があったので、これらは保険データから取得価額や取得年月を抽出して別途計上した。
- ② 現在価額を求めるにあたり、共済会の再調達価額の算定資料を用いたが、主体構造や建築年月等の必須項目が欠落しているデータが多数あり、土地と同様事前にデータ整備の時間が必要であった。(建築価額で、明らかに入力間違いと思われる例も見受けられた)
- ③ 共済会の再調達価額の積算単価は、建物附属設備を含んだ単価となっている。
- ④ 共済会の再調達価額算定には、主体構造以外に外壁等の材質を加味する必要があるが、今回は時間の制約があったため、この部分について採用できていない。
- ⑤ 歴史的建造物については、取得価額のまま償却を行わない。ただし、取得価額が不明な場合は既に耐用年数を経過していることもあり、備忘価額とした。

### 3.2.3 工作物・機械器具・物品

- ① 台帳管理が全くされていなかったため、やはりデータ整備の時間が必要であった。
- ② 設備等の耐用年数を設定するにあたり、ごみ焼却設備や市民会館の大規模な舞台照明音響設備など「耐用年数に関する省令」に記載されていない資産が多く存在し、この検討に多くの時間を費やした。地方公共団体が標準的に保有している資産については、地方公営企業法施行規則のような耐用年数表の整備が必要であると思われた。
- ② 工作物は台帳として管理すること自体が非常に難しい。例えば、河川の護岸整備を行うのに、河川は1本でも施工箇所は複数年に渡って、複数箇所行うため、記載の方法が難しい。台帳化するとすれば、記載単位を施工年度にし、工事種別や内容により耐用年数を設定する方法が考えられる。ただし、施行箇所を特定しておかないと改修する場合の除却費算定に支障が起きることが予想される。
- ③ 公園等の施設は、様々な工作物を一括して工事発注しているが、厳密にはそれぞれ耐用年数が異なる。遊具・噴水・植栽・ベンチ・水飲み場等があり、これらを個別に計上して償却していくことは、事務処理に多くの時間が必要となる。作業時間など労力の軽減を優先する場合には、現在の総合償却的な取扱いをすることが必要である。
- ④ 備品については、開始時に残存価額50万円以上ということで作成しているが、本市の備品台帳は取得価額3万円以上の備品を計上しており、類似した台帳が二種類存在することとなる。なお、備品とは、「18節 備品購入費」で取得したものの意識があり、工事費や委託費で取得した備品について、備品台帳への登載もれが見受けられた。

### 3.3 資産の増減について

- ① 予算執行データと財産管理部門が把握している資産異動データを照合してみると、各担当課からの報告漏れがあることが判明した。特にインフラ資産については、決算書の記載事項でないため、データ入力を各担当部署に任せており、入力漏れや誤りがいくつか発見された。今後は、担当部署の意識改革を促すことに加えて、財産管理部門が取得状況を一元管理するなど、報告や入力漏れのない運用体制・ルールを確立する必要がある。
- ② 寄付や帰属等予算執行を伴わないインフラ資産についても、漏れのない把握が必要である。
- ③ 平成17年度取得の土地については、補償を含めた価額を計上したが、造成費用などの範囲まで土地代金に含めるのか検討が必要である。
- ④ 修繕費に併せて取得した小規模な設備・建物等は、執行データと照合することが

非常に困難である。

- ⑤ 建設仮勘定の算入範囲、管理及び本勘定への振替については、作業時間など労力の軽減を重視するならば、簡易な基準と運用ルールが必要と思われる。
- ⑥ 建物と付帯設備、道路と道路付帯設備、公園とその付属施設など、1工事で複数の資産区分に分かれる場合についても、⑤と同様の考えに立てば、実務上、簡易な基準と運用ルールが必要と思われる。
- ⑦ 河川・港湾・池沼・水路など、新設、改修、維持が混在する工事について、どこまで資産として計上すべきかの基準が必要であると思われる。
- ⑧ 建物の耐震補強・大規模改修など耐用年数の延長や付加価値の増加が見込まれる場合の処理をどうするか、基準が必要であると思われる。

### 3. 4 今後の課題について

- ① 近年の国土調査では、道路や水路については、ほとんどが現地確認不能の扱いとして実測していない。そうすると、インフラ資産についてはデータの精度が上がっていない。
- ② 将来的に路線価データを利用して土地の再評価を行うのであれば、固定資産税側のシステムで評価してもらう方法も検討する余地はあると思う。ただし、固定資産税担当課は相当な負担になる上、可能であっても、相当の準備期間が必要と思われる。
- ③ 今後取得価額や補償費等を価額の一部として計上していく場合、何時の時点で再評価を行うのか。②の手法で行う場合、補償費部分が評価損となる可能性がある。
- ④ 建物と建物附属設備を区分する場合、設計書から個別に価額等を拾い出す作業が必要となる。また、これらの中には備品も含まれると思われる。(附属設備もさらに細分化が必要)
- ⑤ 売却可能資産については、今回の試行では事業用資産に含め特別の取り扱いをしなかったが、今後においては、第3章方式のような別建て計上をするとともに、価額算定にあたっては鑑定評価額や路線価(鑑定評価をしていない場合)など実態に近い金額を採用することが望ましいのではないかと思われた。

### 3. 5 他の地公体で実施していくうえでの課題

- ① 公有財産台帳から土地データを抽出するにあたり、道路や水路等については、財産に関する調書に記載する必要がないため、データ自体把握していない団体もあるのではないかと思われる。
- ② 各財産データを、事前に整備する期間を設ける必要がある。場合によっては、登記簿との照合等を要することも考えられ、法務局や固定資産税担当課の協力も必要となる。

- ③ 評価の手法を明確にし、示す必要がある。また、公有財産台帳の整備状況がまちまちなので、公有財産台帳自体の在り方を示すことも必要と思われる。
- ④ 今回共済会の資料を用いて建物の再調達価額を積算したが、すべての地公体が共済会に加入しているわけでもなく、1法人の指標を全国の地公体が使用することにも疑義が残るため、標準的なデフレーターや建築単価表を地域ごとに示すことが必要ではないかと思われる。
- ⑤ 公有財産台帳システムを有していても、評価を行うとなると実作業をほとんどパソコンで行う自治体が多いと思われる。については、専用のツールを提供することが望ましいと思われる。
- ⑥ 区画整理事業や土地改良区事業で取得する土地の取扱いを明確にする必要がある（基本的に公有財産購入費での支出はないが、財産は増加する）。
- ⑦ 取得価額に含める範囲を明確にする必要がある（物件補償や営業補償、物件調査費、測量費等）。
- ⑧ 土地開発基金の保有している土地の評価損等について、取扱いを検討する必要がある。土地開発公社にも同様の問題がある。
- ⑨ 本市では、町別地目別単価を採用したが、簡便性を優先するのであれば、全体の平均価額により求める方法もある。